前橋市水道局告示第５４号

入　札　公　告　兼　入　札　説　明　書

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

令和８年１０月２８日

前橋市公営企業管理者　膽　熊　桂　二

１　条件付一般競争入札に付する事項

(1)　物 件 名　量水器(金門ネジ、上水ネジ)(新品)の購入

(2)　購入物品　別紙仕様書による（ぐんま電子入札共同システムに掲載）。

(3)　数　　量　別紙仕様書による（ぐんま電子入札共同システムに掲載）。

(4)　納入場所　別紙仕様書による（ぐんま電子入札共同システムに掲載）。

(5)　納入期限　令和９年２月２６日

(6)　入札参加形態

単体による参加とする。

(7)　入札方法

ぐんま電子入札共同システムによる。

(8)　入札書の提出期間

別表⑥のとおり。

(9)　開札日時

別表⑦のとおり。

(10)　開札場所

前橋市総務部契約監理課

(11)　入札保証金

免除

(12)　契約保証金

ア　この競争入札の落札者は、契約締結の日までに次のいずれかの保証を付さなければならない。

(ｱ)契約保証金の納付による保証

(ｲ)銀行又は公営企業管理者が確実と認める金融機関の保証

(ｳ)契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証

イ　アの定めにかかわらず、令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの２年間に本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団体とこの入札公告における業務と同程度の規模の契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者で、落札決定後２日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第１４号）に規定する市の休日を除く。）以内に契約保証金免除申請書を本市に提出し、本市が契約保証金の免除を承認した場合には契約保証金を免除するものとする。

ウ　アに掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、売買代金額の１０分の１以上とすること。

２　入札参加資格

この公告の条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告に係る競争入札参加資格確認通知書により資格有りとする通知を受けている者とする。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

(2)　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。

(3)　前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）に規定する暴力団員等(地方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号の規定に該当する者を除く。)でないこと。

(4)　５(1)で定める申請書兼誓約書の提出期間の末日の翌日から１(9)で定める開札日までの間のいずれの日においても前橋市指名停止措置要綱又は前橋市暴力団排除対策措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第１９９条第１項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第１７４条第１項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

(6)　入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、関連がある者でないこと。

(7)　中小企業等協同組合法第３条に規定する事業協同組合等とその組合員が同時に入札参加申請をしていないこと。

(8)　本市の令和８・９年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に大分類：「水道用品」、小分類「水道メーター」が含まれていること。

３　仕様書等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

(1) 配布期間 別表①のとおり

(2) 取得方法 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL：https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/

(3) 問い合わせ先 前橋市総務部契約監理課契約管理係

前橋市大手町二丁目１２番１号

電話０２７－８９８－６２８５（直通）

ファックス０２７－２４３－３５２２

4　入札参加資格の確認等

この競争入札の参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申請書兼誓約書」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書兼誓約書を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

(1)　条件付一般競争入札参加申請書兼誓約書（様式第１号）

※押印を省略する場合、発行責任者及び担当者の欄に記名すること。

5　申請書兼誓約書の提出

(1) 提出期間　別表②のとおり。

(2) 提出方法　ぐんま電子入札共同システムによる。

URL：https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/

(3) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認は申請書兼誓約書の提出期限後に行うものとし、その結果は別表③の定める期限までにぐんま電子入札共同システムから競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(4) 問い合わせ先

３(3)と同じ

6　質問及び回答について

(1) 質問受付期間

別表④のとおり。

(2) 質問方法

ぐんま電子入札共同システム内の説明要求内容欄に質問内容を入力することとし、「添付資料追加」機能は使用しないこととする。

なお、題名、説明要求内等に入札参加者名を特定できる記載がある質問には回答しない。また、質問内容を登録後速やかに、質問を登録したことを３(3)に電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答期間及び方法

質問に対する回答は別表⑤に定める期間において、ぐんま電子入札共同システ

ムにより閲覧に供する。

7　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格確認通知書に入札参加資格がないと認めた理由を付して通知するため、理由の説明は行わない。

8　入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア　本件競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ　申請書兼誓約書に虚偽の記載をする等虚偽の申請をした者の入札

ウ　同一事項に対し２以上の入札をした者の入札

エ　入札に際し不正行為のあった者の入札

オ　入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札

カ　その他入札に関する条件に違反した者の入札

キ　錯誤、積算ミス、仕様書等の認識不足等により入札金額を誤記入し、当該入札書提出後、落札宣言をするまでに入札者からの錯誤の申し出があった場合は、その入札書を無効とすることが出来る。誤記入があった場合は、直ちに３(3)まで電話連絡をすること。無効札と決定した場合は、入札終了後直ちに、入札書の錯誤の申し出があった者から入札錯誤弁明書を徴するものとする。入札錯誤弁明書は、３（3）へ書面により直接提出するものとする。

なお、落札宣言後には無効にすることが出来ず、当該入札書は有効なものとして取り扱われる。

また、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札のときにおいて２に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記アに該当する。

(2) 入札時における注意事項

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするため、入札者は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

ウ　入札執行回数は、２回までとする。

(3) 開札について

開札は、入札者又は当該入札に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

ただし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、入札者及び当該入札に関係のない職員を立ち合わせないことができるものとする。

(4) 落札者の決定方法

ア　前橋市水道局契約規程（平成３年前橋市水道局管理規程第１号）第６条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより落札者を決定する。

(5) 入札結果の公表

ぐんま電子入札共同システムにより公表する。

９　その他

(1) 現場説明会は、開催しない。

(2) 申請書兼誓約書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出期限後における申請書兼誓約書の差し替え又は再提出は認めない。

(4) 提出された申請書兼誓約書は、返却しない。

(5) 提出された申請書兼誓約書は入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ただし、前橋市情報公開条例（平成９年前橋市条例第４５号）に基づく情報公開請求があった場合には、申請書兼誓約書のうち、同条例の規定により非公開とされる部分を除き、公開するものとする。

(6) 申請書兼誓約書に虚偽の記載をした場合においては、前橋市指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止を行うことがある。

(7) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。